

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和2年2月2日 11時05分ごろ
発生場所	鹿児島県 ^{としま なかのしま} 十島村中之島港内 中之島灯台から真方位285° 3.6海里付近 (概位 北緯29° 50.4′ 東経129° 50.9′)
インシデントの概要	貨客船兼自動車渡船フェリーとしま2は、離岸操船中、車両甲板上で車両火災が発生し運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和2年2月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨客船兼自動車渡船 フェリーとしま2、1,953トン 143157、鹿児島県鹿児島郡十島村、独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海） 航海士、四級（航海） ダンプ車の運転手
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか17人が乗り組み、旅客42人、車両10台を乗せ、中之島港を離岸したところ、車両甲板の火災警報が吹鳴したので、乗組員が同甲板を確認し、ダンプ車（以下「本件ダンプ車」という。）の荷台から出火しているのを認め、消火班が放水及び粉末消火器による消火作業を行ったところ鎮火した。</p> <p>本船は、港外に出て入港態勢を整えたのち港内に戻って着岸し、本件ダンプ車は本船乗組員の運転で陸上に移動し、船長が船体、旅客及び車両等の安全を確認後、航行可能と判断して定刻より約2時間30分遅れの13時00分ごろ西之浜漁港に向けて出港した。</p> <p>本件ダンプ車の運転手は、荷台にバッテリー約96個、鉄パイプ及び切断したスチール棚などの金属製品をまとめて積んでいたため、バッテリーと金属製品が接触して短絡し、火災が発生したのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>積荷のバッテリーは、上部のプラグ部分が特に焼けていた。</p> <p>本件ダンプ車にはバッテリーのほか廃材が積まれていた。</p> <p>本件ダンプ車の運転手は、積荷にバッテリーが含まれていることを乗船前に告げておらず、乗組員はバッテリーの存在を知らなかった。</p>

分析	<p>本船は、離岸操船中、車両甲板に積載していた本件ダンプ車が、バッテリーと金属製品をまとめて荷台に積んでいたことから、バッテリーと金属製品が接触して短絡し、可燃物に引火して消火作業を行い、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、中之島港内で離岸操船中、車両甲板に積載していた本件ダンプ車が、バッテリーと金属製品をまとめて荷台に積んでいたため、バッテリーと金属製品が接触して短絡し、可燃物に引火して消火作業を行ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手は、バッテリーと金属製品を荷台に積む場合、仕切りを設置するなど、短絡が生じないようにすること。 ・ 運転手は、本船が乗船の可否を判断できるよう、乗船前に積載物の内容について正確に告げること。 ・ 乗組員は、積載物を積んだ車両を乗船させる場合、必要に応じて荷台の確認を行うこと。